

**平成23年度黒潮町緊急雇用対策
作業員を募集します**

◆募集予定人数

普通作業員 4名程度

◆作業内容

黒潮町道における除草作業・
町道支障木伐採・側溝清掃な
ど

◆雇用期間

6月1日から11月30日まで

◆応募資格

(1)景気の低迷により離職を余儀
なくされた方および就職難に
より求職活動中の方

(2)平成23年4月1日現在、黒潮
町に居住する方

◆勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

◆勤務日数

月平均20日程度

◆賃金

月額8,100円(通勤費なし)

◆提出書類

黒潮町作業員申込書ならび
に離職事由を確認できる書類
など(離職票など離職したこ
とがわかるものがあれば、で
きるだけ提出してください。)

◆募集期間

5月9日(月)～17日(火)

◆応募方法

郵送または持ち込み

※5月17日(火)午後5時必着

◆選考方法

書類審査および面接

◆資格その他留意事項

●応募書類は返却いたしません。

●秘密は厳守します。

●面接時の旅費は自己負担でお
願います。

○お問い合わせ・提出先

本庁まちづくり課土木係

☎43-2115(直通)

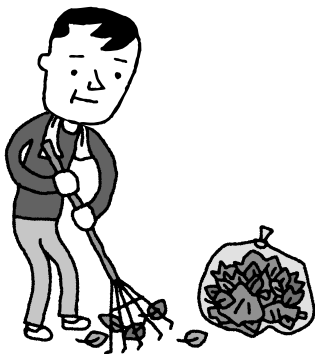
佐賀支所建設課土木係

☎55-3700(直通)

◆その他

(1)現場作業に使用する機械類(刈
払機など)は原則用意いたし
ます。

(2)日常における現場作業箇所ま
での移動手段は、自己負担と
なります。



**平成23年4月から「障害年金加
算改善法」が施行されました**

これまででは障害年金を受ける

権利が発生した当時に、受給権
者によって生計を維持している

配偶者や子どもがいる場合で、
障害等級が1級または2級に該
当する方に加算を行っておりま

したが、平成23年4月施行の「国
民年金法等の一部を改正する法

律」により、障害年金を受ける
権利が発生した後に、生計を維
持することになった配偶者や子

どもがいる場合にも届出によつ
て加算を行うこととなります。

○お問い合わせ
本庁住民課住基戸籍係

☎43-2800(直通)

佐賀支所地域住民課

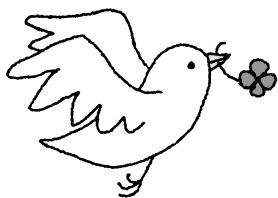
総合窓口第2係

☎55-3701(直通)

日本年金機構

幡多年金事務所

☎34-1616



平成23年3月までは：

◆受給権発生時に既に生計を維
持する配偶者や子どもがいる

場合には、受給権発生時から

加算の対象となります。

※受給権発生時における生計維
持関係を確認していました。

これまででは障害年金を受ける
権利が発生した当時に、受給権
者によって生計を維持している
配偶者や子どもがいる場合で、
障害等級が1級または2級に該
当する方に加算を行っておりま
したが、平成23年4月施行の「国
民年金法等の一部を改正する法
律」により、障害年金を受ける
権利が発生した後に、生計を維
持することになった配偶者や子
どもがいる場合にも届出によつ
て加算を行うこととなります。

平成23年4月からは

加算の範囲が拡大されました！

◆平成23年4月1日より前にお
いて、受給権発生後に生計を
維持する配偶者や子どもがい
る場合には、法施行時から加

算の対象となります。

※平成23年3月31日における生
計維持関係を確認することと
なります。

◆平成23年4月1日以降におい
て、受給権発生後に生計を維
持する配偶者や子どもを有す
ることとなった場合は、その
事実が発生した時点から加算
の対象となります。

※婚姻、出生などの事実が発生
した日における生計維持関係
を確認することとなります。

○お問い合わせ
本庁住民課住基戸籍係

☎43-2800(直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3701(直通)

日本年金機構

幡多年金事務所

☎34-1616